

## プロポーザル実施要領

### 1 概要

#### (1) 業務の名称

まちなか交流センター一部事務委託

#### (2) 業務の目的

本業務は、まちなか交流センターの効率的で効果的な管理運営を行い、まちなか交流センターへの集客及び地域活性化を図ることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

#### (4) 履行期間

令和3年10月1日から

令和5年3月31日まで

#### (5) 提案上限額

37,620,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 消費税率10%で算出。

※ 期間中に消費税率の変更があった場合は、変更契約等で対応する。

### 2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。

- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 委託業務の履行に関し法令上必要となる資格等がある場合にあっては、当該資格等を有していること。

### 3 参加手続

#### (1) 参加申請

参加申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和3（2021）年7月16日（金）午後5時まで（必着）に郵送又は持参の方法により、後記提出場所まで提出すること。

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

#### (2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第3号）を提出することができる。質疑書は、令和3（2021）年7月9日（金）午後5時まで（必着）に後記問い合わせ先までファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。質疑の回答は、市ホームページにて、令和3（2021）年7月14日（水）午前10時までに行う。

### 4 企画提案書の作成、提出等

#### (1) 提出書類

- ア 提案書表紙（様式第4号）
- イ 企画提案内容（様式第5号）
- ウ 見積書及び内訳書（任意様式）
- エ 添付資料（写しで可）

（ア） 法人の登記事項証明書（提案者が個人である場合は、身分証明書）

（イ） 確定した直近の決算に係る財務諸表

(2) 作成に当たっての注意事項

ア (1)ア～イについて

A 4 縦片面刷りとし、フォントサイズは 10.5 ポイント以上で横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構わない。

イ 企画提案内容（様式第 5 号）のページ数は、10 ページ以内とする。

作成部数は、正本 1 部、副本 5 部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

イ (1)ウについて

契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。

見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

見積書には、代表者印を押捺すること。作成部数は、1 部とする。

ウ (1)エについて

企画提案書の正本にのみ添付すること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和 3（2021）年 7 月 26 日（月）午後 5 時（必着）

イ 提出場所：後記提出場所

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる方法によること。）

5 1 次審査～プレゼンテーション

(1) 1 次審査

ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

イ 1 次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の 5 者から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。評価点が同点の場合は、価格評価の点数が高い者とする。企画提案書等の提出者が 5 以内の場合は参加資格の確認のみ行う。

ウ 1次審査の結果は、令和3（2021）年8月3日（火）までに書面にて通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

※ 1次審査結果（通過）通知前までは、参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第2号）を作成の上、提出すること。1次審査結果（通過）通知後は、辞退不可となる。

## (2) プレゼンテーション

ア 開催日時：令和3（2021）年8月10日（火）を予定

詳細については、(1)ウの通知に合わせて通知する。

イ 開催場所：那須塩原市まちなか交流センター工作室

ウ 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ プレゼンテーションに当たって、こちらで用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

カ プレゼンテーションの時間は、30分（説明20分、質疑応答10分）とする（準備に要する時間は、別途確保する。）。

## 6 契約候補者の特定

プレゼンテーションを受けた企画提案について、別に定める評価基準により2次審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

評価点が同点の場合は、価格評価の点数が高い者とする。

2次審査の結果は、令和3（2021）年8月12日（木）までに書面にて通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

## 7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う（契約書案は別添のとおり）。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、2次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

## 8 その他

企画提案書の提出後提案者が2(1)～(6)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

## 9 提出先・問い合わせ先

栃木県那須塩原市本町6番32号

那須塩原市役所 産業観光部 商工観光課 まちなか交流センター

電話 0287-73-5597

ファクシミリ 0287-73-5598

電子メール kururu@city.nasushiobara.lg.jp

担当：小池